

16 富士見ふるさと祭り 産業コーナー出店要領

1 富士見ふるさと祭りの概要・趣旨について

①概 要

□開催日時 10月22日（土）9時00分から午後3時45分まで

□開催場所 文化の杜公園を中心に、市役所南側駐車場、
職員駐車場（諏訪小学校北側）、市民文化会館キラリ☆ふじみ

②趣 旨

「富士見ふるさと祭り」は、市内の各種団体を中心に実行委員会を組織し、市民の皆さんの力で創り上げる、市の一大イベントです。

その中で、「産業コーナー」につきましては、富士見市内で商業・工業・農業を営む事業者、団体及びグループ等の皆様に、市内産業のPR及び祭りの風情を盛り上げていく為にご参加いただいております。

したがいまして、実行委員のみではなく、産業コーナーに出店される方々にも、来場された市民のみなさんが、富士見市をふるさととして愛着を深め、安心して楽しむことができる祭りを、実行委員会と共に創りあげていただきたいと考えております。

また、富士見ふるさと祭りは、「会場の美化やゴミの減量化」に努めるとともに、富士見市において「暴力団排除条例」が制定されたことから、その趣旨を踏まえた活動にも取り組んでまいりますので、ご協力をお願い致します。



2 参加資格・条件

① 参加資格

- ・ 富士見市内で商業・工業・農業を営む事業所、団体及びグループ。

② 参加条件

- ・ 富士見ふるさと祭りの「趣旨」に賛同し、本要領内の記載事項等を遵守できること。
- ・ 出店箇所とその周辺の清掃を随時行い、祭りの会場美化及びゴミの適正処理を行うこと。
- ・ 暴力団排除活動の一環として、主催者が提出書類の一切を警察等に問い合わせることに関し、何ら異議申し立てを行わず、率先して協力すること。
- ・ 富士見ふるさと祭り当日は、氏名・住所及び生年月日が記載されている顔写真付身分証明書を携帯し、実行委員会及び警察から求められた際には、これを呈示するなど従事者確認に協力すること。
- ・ その他出店に関する事項について、実行委員会及び警察の指示に従うこと。

◎ 以下に該当する場合は、参加できません。

(富士見ふるさと祭り実行委員会会則第13条ほか)

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である者
- (2) 暴力団又は暴力団員が出店申込者等の営業を支配するもの
- (3) 法人で、その役員又は主要な従事者が暴力団員であるもの
- (4) 営利活動、広告宣伝を主目的として参加するもの
- (5) 政治的内容のチラシを配るなどの政治行為、布教活動等を行うもの
- (6) その他富士見ふるさと祭りの風紀を乱し、又は乱すおそれがあると実行委員会が認める者

3 産業コーナーへの参加申込方法

受付期間：8月8日（月）午前9時 ～ 9月2日（金）午後5時まで
（土・日・祝日は除く）

受付場所：産業振興課（富士見市役所2階）

募集店数：50店

※受付期間内であっても、募集店数に達した時点で受付は終了とします。

キャンセル待ち等は一切いたしません。

<受付時に用意していただくもの>

- 1 富士見ふるさと祭り模擬店参加申込書<産業>
- 2 誓約書（P4参照）
- 3 臨時出店の概要（保健所提出用・P4参照）
- 4 露店等の開設届出書（消防組合提出用・P4参照）
※ 出店の際に火気器具・電気器具等を使用する出店者（団体）のみ
- 5 細菌検査の結果（P6, 7参照）
※ 飲食模擬店の調理に携わる方のみ
- 6 細菌検査申込書兼同意書
※ 実行委員会指定の検体検査の受検希望の方のみ
（個別に検査結果を提出する場合は不要）

<出店費用関係>

- 1 出店料 8,000円（机1台、イス2脚含む）
- 2 電気使用料 500円
※ 電気を使用する出店者（団体）のみ（最大1000Wまで）
- 3 食品危険特約補償特約保険料 500円
※ 飲食模擬店出店者（団体）のみ
- 4 細菌検体検査料 800円（1検体）
※ 実行委員会指定の検体検査の受検希望の方のみ

- 申込書を提出後、以下の事項が明らかになった場合は、出店を取り消します。
 - ・ 申込書の他必要書類内容に虚偽の事実があった場合
 - ・ 調査の結果、前2「参加資格・条件」に示す要件に適合しないと判明した場合
- ※ 出店取消となった場合、支払済みの出店料等は返金できません。

4 出店者説明会について

日 時：9月20日（火）午後1時30分から
場 所：富士見市役所 2階 第1・2会議室

- ① 説明会では、出店にあたっての詳細等を説明します。
- ② 説明会を無断で欠席した場合は、出店を取り消します。
その場合、支払済みの出店料等は返金できません。

5 誓約書について

- ① 「誓約書」は、記入、捺印のうえ必ず提出してください。
提出しない場合は、出店できません。
- ② 「当日従事者名簿」（誓約書裏面）には、当日運営に従事予定の方全員（販売・調理に携わる方全て）を記入して提出してください。

6 臨時出店の概要について

- ① 「臨時出店の概要」は、食品の取り扱いの有無にかかわらず提出してください。
- ② 記入例を参考に、食品の取扱い方法、平面図等の記載をお願いします。
- ③ 「従事者名簿」欄につきましては、事務局でまとめて提出するため、記入不用です。

7 露店等の開設届出書について

- ①火気・電気を使用する方（団体）は、「露店等の開設届出書」を提出してください。

<記入箇所>

- (1) 届出者の住所・電話・氏名・届出者の印

(2) 消火器の設置本数

(3) 現場責任者氏名・電話

【対象器具】

- 気体燃料を使用する器具 → ガスコンロ、カセットコンロ等
- 液体燃料を使用する器具 → 発電機、石油ストーブ等
- 固体燃料を使用する器具 → バーベキューコンロ、七輪等
- 電気を使用する器具 → ホットプレート、綿菓子製造機等

※ 上記対象器具を使用する場合、消火器の設置が義務づけられています。

※ 消火器の用意が困難な場合、レンタル（実費負担）による対応も可能ですので、ご相談ください。

8 電気を使用する場合の注意事項

① 電気使用料 1店（団体）500円（1,000Wまで）

- 申請したもの以外の電気製品の使用はできません。
 - 過去に電源が落ちる等の事故が発生しています。事前に使用する電気製品の電気使用容量の確認を十分に行ってください。
- ② 電気製品のプラグの先端が曲がっているもの、壊れているものは、事故防止のため使用しないでください。
- ③ 電気を使用する出店者（団体）のみ、1店に2口コンセントを用意します。用意した以外のコンセントや、他テントのコンセントは使用しないでください。
- ④ ホットプレート・冷蔵庫等、電気使用容量が大きいものの使用は避け、代用品（ガスコンロやクーラーボックス）の活用をお願いします。
- ⑤ プロパンガス等の火気取扱いについては、十分注意してください。
- ⑥ 発電機の使用は可とします。ただし、使用する場合には、近隣の団体（出店者）の方の同意を得るとともに、会場内のイベントの妨げにならないようにしてください。

9 飲食模擬店として出店される団体（出店者）の方へ

- ① 調理従事者全員（販売のみを担当する方は除く）が、**必ず**細菌検体検査を受けてください。希望される方は、実行委員会で検体検査（1検体800円）を行いますので、8月10日(月)からの出店申込時にお申し出ください。

検体の提出期間：**9月20日（火）～21日（水）正午まで**

- ② 個別に細菌検体検査を行う方、及び団体等は、その結果（0-157の検査項目を含むもの）を**9月21日（水）まで**に事務局までご提出ください。

検体検査結果の有効期間・・・**開催日の3カ月前までの検査結果より有効としますが、できる限り開催日に近いものをご提出ください。**

※ 結果を提出されない場合は、出店取り消しとなります。その場合、**支払済みの出店料等は返金できません。**

- ③ 飲食料品を扱う団体の方には、必ず実行委員会指定の賠償責任保険（食品危険特約補償特約）に加入していただきます。

○ 加入手続き…8月8日（月）～（出店申込時）

食品危険特約補償特約の内容

- ◆ 保険種類 富士見ふるさと祭りの賠償責任保険
（食品危険特約補償特約）
- ◆ 保険期間 平成28年10月22日（1日間）
- ◆ 保険料 1店につき500円
- ◆ 補償内容 富士見ふるさと祭りに出店中、各出店で提供した飲食物や製造販売した物の欠陥が原因で生じた万一の食中毒等の事故に対して、被保険者（出店者）が法律上の賠償責任を負った場合に補償されます。
◎事 故 1名：5,000万円（限度3億円）
◎物 損 3,000万円限度

- ④ 出店申込書中「取扱品目」は、**取扱う品の全て**を記入してください。

食品の場合、**取扱う品ごとに保健所の確認が行われます。**従いまして、この欄に記入いただいていない品の販売はできません。

また、保健所の指導により、販売できない場合もあります。

- ⑤ 取り扱い品の主な仕入先を参加申込書にご記入ください。
(保健所に提出する際に必要となります。)
- ⑥ 衛生上、容器・スプーン等は使い捨てのものを使用してください。
- ⑦ その他詳細につきましては、食品衛生講習会における保健所からの指導事項を遵守してください。
- ⑧ 模擬店で使用する水道水は、必ず指定の場所で確保してください。なお、野菜等の洗い物をする場合は、排水がつまらないように十分注意してください。
- ⑨ 汁物等(うどん・とん汁等)を取り扱う出店者の方は、残った汁等は会場内(駐車場・植栽帯・U字溝等)に捨てず、必ず持ち帰るか、会場に設置されている流し台に流してください。

10 模擬店で取り扱える品目・取り扱えない品目について

取り扱う食品は、具材等を含め必ず当日調理し、十分加熱処理したものを販売してください。以下は、取り扱いできません。

- 「前日に作り置きしたもの」
- 「加熱処理をしていないもの」
- 「直接手を触れて調理するもの」



(例) ○ 取り扱える飲食品目

おでん、たこ焼き、お好み焼き、焼きそば、焼きうどん、焼き鳥、今川焼、ドッグ類、クレープ類、カステラ類、焼きまんじゅう類、焼きだんご類、アイスクリーム(但し完成品に限る)、ジュース(但し完成品に限る)、生ビールと缶ビール

× 取り扱えない飲食品目(許可しません)

ご飯もの(寿司、おにぎり類)、生もの、かき氷、生クリームを使用したもの、冷やしきゅうり、水あめ、ビン入りの飲み物

※ 食材の調理や加工及び衛生面に十分留意し、細心の注意を払ってください。また、細菌検査を受けていない方は、調理はできません。

1.1 会場美化（ゴミの適正処理）について

- ① 出店箇所とその周辺の清掃は、随時行ってください。
- ② 著しく会場を汚したり、清掃しにくいものの販売等は避けてください。
- ③ 使用するゴミ袋には、必ず団体名及び代表者氏名を明記してください。
- ④ ゴミ袋は、透明または半透明のものを使用してください。
- ⑤ ゴミは分別してから搬出してください。分別できていないものは「持ち帰り」いただく場合があります。分別は以下のとおりです。
 - (1) 可燃ごみ（生ゴミ、紙くず、汚れたプラスチック・発砲スチロール類）
 - (2) 資源プラスチック（きれいなビニール袋やきれいなプラスチック容器等）
 - (3) ダンボール（折りたたんで、ひもで縛ってください）
 - (4) 発砲スチロールの箱（蓋を含む。必ず洗って出してください。汚れているものや壊れているものは、小片にして可燃ゴミで搬出してください。）
- 以下のゴミは持ち帰ってください。
 - (1) 24cm×24cm×35cmを超えるゴミ
 - (2) 調味料等、出店者から出るビン
 - (3) 不燃ゴミ、有害ゴミ（電池等）
- ⑥ 生ゴミは、直ちに処理する方向で取り組むため、いっぱいになったゴミ袋は、すぐにごみ収集車へ運んでください。

搬出時間

- 可燃ゴミ・資源プラスチック ⇒ 午前9時30分から午後4時まで
 - 段ボール・発砲スチロール ⇒ 午後2時30分から午後4時まで
- ※ ゴミ収集場所では係員の指示に従ってください。

1.2 注意事項

- 以下の場合には出店を取り消します。また、**納入済みの出店料等の返金はありません。**
- (1) 「2 参加資格・条件」（P2）に示す要件に適合しないと判明した場合
 - (2) 申し込みに際して、必要書類の記載内容に虚偽の事実があった場合
 - (3) 「誓約書」を提出しない場合

- (4) 出店者説明会を無断欠席した場合
- (5) 飲食模擬店の方（団体）で、調理従事者の方の細菌検査結果を提出しない、かつ、実行委員会が行う検体検査を受検しない場合

※ 以上のほか、出店申込みから店の片付け・清掃まで、出店要領に定める事項・その他注意事項を守らなかったり、粗野又は乱暴な言動により周囲の人に迷惑をかけ、不安を与えたりするような行動をするなど、「富士見ふるさと祭りにふさわしくない」と主催者が判断した場合は、出店を取り消し、次回以降の出店もお断りします。また、当日であっても出店は取り消します。代表者は、各従事者への周知をお願いします。

13 その他

- ① 出店は、10月22日（土）午前9時から午後3時45分までです。
- ② 当日が雨天の場合でも、ふるさと祭りが中止とならない限り、出店は可能です。出店者の判断で出店してください。なお、ふるさと祭りが中止となった場合は、各出店者（団体）の代表者の方へ事務局から連絡します。
- ③ ふるさと祭りが中止となった場合は、出店料のみ返金します。（細菌検査料、保険料、電気使用料、追加備品料は返金しません。）予めご承知おきください。
- ④ 祭り終了後は、午後4時までに片付けを終了するようご協力をお願い致します。
- ⑤ 出店位置は必ず指定された場所を守ってください。
- ⑥ テントは実行委員会で用意します。【サイズ：2.7m×3.6m】
テントには、机1台、イス2脚を用意します。それ以上必要な場合は、**机1台800円、イス1脚200円**にて承ります。そのほかの必要器材は、各出店者（団体）で用意してください。なお、出店者（団体）が用意した器材等の紛失には責任を負いません。
- ⑦ 商品やイス・テーブルをテント外に並べる行為や、ハンドマイク・スピーカー等での呼び込みは禁止します。
- ⑧ イベントの性質上、各種マスメディアに撮影されたものが、新聞・テレビ等で公開される可能性があります。

また、主催者による記録写真等に参加時の活動及び肖像が残り、これらが今後の富士見ふるさと祭りの広報活動において印刷物や市ホームページなどに使用される場合があります。代表者は、各従事者に説明のうえ、同意を得て応募してください。

⑨ 出店場所につきましては、取扱品目等を考慮のうえ、事務局に一任させていただきたく、ご了承願います。

⑩ 物品の搬入については、必ず以下の事項を守ってください。守られない場合は、出店を取り消しさせていただく場合もあります。

● 出店の準備・・・10月21日（金）（前日）午後5時

から10月22日（土）午前9時まで

※ 会場設営準備後とします。なお、事故等に関して、実行委員会では一切責任は負いません。自己責任でお願いします。

(1) 搬入は祭り当日の午前8時50分までに必ず終了させてください。

(2) **交通規制時間内（午前9時～午後4時）の車での搬出入は禁止します。**

規制中は、出店者用駐車場から台車等を活用して搬出入願います。

(3) 会場内への車の乗り入れは禁止です。

(4) 図書館駐車場は、図書館利用者の駐車場であるため、絶対に使用しないでください。搬出入時等においても、利用は禁止します。

⑪ 1店につき駐車場1台分を用意します。（駐車場の指定場所が記載された「駐車許可証」を、出店者説明会の際にお渡しします。）

⑫ 申請した事項に変更が生じたときは、市役所産業振興課または商工会までご連絡ください。なお、販売物の変更は**9月20日（火）まで**にお知らせください。それ以降の変更は認めません。

【問合せ】

‘16富士見ふるさと祭り実行委員会事務局（産業コーナー）

電 話：産業振興課 049-251-2711（内線253）

富士見市商工会 049-251-7801

E-mail：seikatsu@city.fujimi.saitama.jp

担 当：産業振興課 佐々木 富士見市商工会 大澤

